

大阪市告示第566号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（育成医療・更生医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により別紙のとおり公示する。

令和6年4月15日

大阪市長 横山英幸

（福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課）